

## 給水装置工事の流れ

## 給水装置工事の流れ

### 1 給水装置工事の申込み手続き

給水装置工事（修繕工事を除く。）の申込みをしようとする者は、赤磐市指定給水工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を選定し、指定工事事業者は赤磐市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申込みをする。

### 2 給水装置工事申請書

指定工事事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を申請者に説明のうえ、確認を得て作成する。

#### (1) 給水装置工事申請書の作成

ア 所定の用紙に、申請者名及び指定工事事業者名等を記入押印する。

イ 記入欄に所定の事項を、文字は楷書で数字はアラビア文字で丁寧に記入する。

ウ 利害関係の承諾

基本的な給水装置工事の施工が困難な場合に限り次の承諾を必要とする。

(ア) 分岐承諾

個人の給水装置から分岐して給水装置を設置・撤去しようとする場合は、当該給水装置所有者からの分岐承諾を得る。

(イ) 通過土地承諾

他人の所有地内を通過して給水管を埋設・撤去しようとする場合は、当該土地所有者からの土地使用承諾を得る。

エ 主要材料名・口径及び数量を記入し、見積額を算定する。

オ 住宅地図のコピーを貼り付け、ページを記入すること。

カ 平面図及び道路横断図は正確に記入する。

キ 申請書の様式（第4章－6）

ク 開発団地等の申請

土地分譲を目的とする直圧給水（他分岐給水装置）の申請の場合。

※ 事前協議が必要

ケ アパート・共同建物等の申請

直圧給水（多分岐給水装置）で賃貸を目的とするアパート・貸店舗等の申請の場合。

※ 事前協議が必要

コ 高所団地の申請

土地分譲を目的とし、受水槽設備を有する申請の場合。

※ 事前協議が必要

サ 受水槽設備の申請

(ア) 受水槽容量計算書

(イ) 受水槽の設置届等

※ 事前協議が必要

## シ その他

### (配水管布設負担工事)

- (ア) 給水申請において、配水管の新設又は改良工事が必要となる場合。  
上下水道課発注の配水管布設工事となり、給水開始までに一定の期間を要する。
- (イ) 工事負担金の算定は、申請するメーター口径に相応する給水管口径により配水本管からの給水工事費を算出する。

※ 公道内埋設が原則であり、事前協議が必要

## 3 給水装置工事の申込み

給水工事業者は、給水工事申請書に必要書類を添えて申請すること。

## 4 給水装置工事の申込みの受付

給水装置工事は、上下水道課において受付。

## 5 給水装置工事の審査・許可

給水装置工事の審査は、赤磐市水道条例及び諸規定に基づき設計及び現地調査等により審査し、適正と認められる場合は、工事承認となり、手数料等納入後に工事許可となる。

## 6 手数料及び負担金等の徴収

### (1) 手数料

手数料は、メーター口径又は給水管口径に応じ徴収する。

### (2) 負担金等（加入負担金・工事負担金）

#### ア 加入負担金

配水管（市の管理に係るものを含む。）から分岐するとき、メーター口径に応じ徴収する。

#### イ 工事負担金

配水管の新設又は改良を必要とするとき（配水管布設負担工事）。

### (3) メーターの統合、分割

ア メーターの口径を変更する場合には、小口径に口径の変更はできるが、分割はできないものとする。

イ 開発等により、従前の権利を有する土地が開発区域に統合される場合。

従前の土地を含む開発区域全体に権利を継承することとし、従前の土地の負担金総額以内で権利継承数を決定する。

※ 事前協議が必要

ウ 従前の権利を有する土地を分筆する場合。

分筆後、メーター器が存する土地が権利継承となる。

## 7 給水装置工事の施工

- (1) 給水装置工事の施工は、許可を得た後に給水装置工事申請書に基づき施工すること。
- (2) 許可を得た後に、次の事項に変更が生じた場合は、管理者の承認を得て工事に着手すること。
  - ア 給水管の口径に変更があるとき。
  - イ メーターの位置等に変更があるとき。
  - ウ 配管経路に変更があるとき。
  - エ 栓数が増減するとき。

## 8 給水装置工事しゅん工による提出書類

給水装置工事がしゅん工した場合は、直ちに次に掲げる書類を添えて管理者に届けなければならない。

### (1) 一般の給水装置工事の場合

#### ア 新設、改造（口径変更等）工事

- (ア) 給水装置工事完工報告書
- (イ) 水質確認書
- (ウ) 屋外接続工事が伴う場合は、オフセット図及び工事写真帳

#### イ 撤去工事

- (ア) 給水装置工事完工報告書
- (イ) 屋外接続工事が伴う場合は、オフセット図及び工事写真帳

## 9 給水装置工事申込みの取り下げ

給水装置工事を申込み、管理者の許可を得た後に、工事の取り下げをする場合は、給水装置工事申請者が取り下げ理由、受付年月日、受付番号を明記し、申請者及び指定工事業者が押印した取り下げ願いを管理者に提出しなければならない。